

# NPO法人ARUKAS KUMAGAYA 会員規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、NPO法人ARUKAS KUMAGAYAの定款第6条の規定に基づき、会員について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 会員

### (定義)

第2条 全ての会員は、当法人の定款に定められた目的と事業内容を認識し、当法人の運営の基盤を支え、当法人の事業執行を通して社会全体の利益の増進に寄与する推進者又はその理解者とする。

2 正会員は、当法人の活動を支え、当法人の行う事業に積極的に参加及び協力することができる個人とする。

### (会員の権利)

第3条 正会員は、次の権利を有する。

- (1) 当法人が主催する研修会、セミナー等各種行事への優先的参加
- (2) 当法人が発行するネット情報等の配信を受けること。
- (3) その他関連資料の配付等を受けること。
- (4) 当法人が行政等と協働する各種行事の優先的情報提供及び参加

### (会員の義務)

第4条 会員は、誓約書等所定の書類を提出しなければならない。

2 会員は、会費規程に定める会費等を納入しなければならない。

3 会員は、この規程のほか、定款及び理事会の定めるその他の規程及び規則又は法令を遵守しなければならない。

4 会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、速やかに当法人へ届け出な

ければならない。

#### (賛助会員)

**第5条** 賛助会員は、当法人の目的に賛同した企業、団体及び個人で所定の手続を終え、会費規程に定める年会費を納入したものをいう。

### 第3章 入会及び退会

#### (入会手続)

**第6条** 当法人に入会しようとする者は、入会申請書に関係書類を添えて提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 当法人は、前項の規定による入会を申請した者に対し、承認基準を満たすものとして承認したときは、申請者に入会承認通知書及び会員証を交付する。

3 当法人は、入会を認めないときは、入会不承認書により、申請者に通知する。

#### (退会届)

**第7条** 会員が当法人を退会しようとするときは、所定の退会届を提出することにより、自由に退会することができる。この場合、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

2 当法人は、退会を認めたときは、遅滞なく、その旨を会員に通知するものとする。

#### (入会取消し)

**第8条** 会員が入会承認基準の要件を欠くと認められたときは、特別な事情があると認められる場合を除き、その入会が取り消される。

#### (懲戒事由)

**第9条** 理事会は、会員が次の各号の一に該当するような場合には、本規程の定める懲戒手続に従い、懲戒処分を行う。

(1) 定款、会員規程及び誓約書に違反する行為が認められた場合

(2) 日本国又は他の国の刑事法規に違反する行為が認められた場合。ただし、

公訴提起又は業務停止処分が取り消されたとしても、懲戒を妨げるものでは

ない。

(3) 懲戒処分に違反する行為が認められた場合

(4) 懲戒手続に関する理事会の要請に対して正当な理由なく応答せず、その職務を妨害した場合

(5) 当法人に対し、虚偽又は誤解を与える陳述行為を行った場合

(6) 故意又は重大な過失により、当法人の信用を著しく傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合

(7) 前各号のほか、前各号に準ずる重大な行為を行った場合

#### (懲戒の種類)

**第10条** 前条に規定する懲戒事由に該当した場合に行われる懲戒の種類は、以下のとおりとする。

(1) 改善勧告 文書又は口頭により改善を勧告する。

(2) 譴責 始末書を提出し、将来を戒める。

(3) 資格停止 6か月以内の期間で、会員資格を停止する。

(4) 退会処分 退会処分とする。

2 理事会は、前条に規定する懲戒事由に該当すると認められる場合、前項各号の処分を行う前に、当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

3 理事会は、懲戒処分を行うに当たり、懲戒事由に該当するか否かの事実確認等のため、当該会員に対して、意見の聴取及び必要な資料提供を求めることができる。

4 理事会が、会員が懲戒事由に該当する事実を認めた場合には、本規程に定める所定の手続を経て、理事会の承認を得た後でなければ、懲戒処分を行うことはできない。

## 第4章 その他

#### (規程の改正)

**第11条** 本規程は、理事会の決議により改正することができる。変更後の規程は、

当法人の発行する機関紙等により、会員へ告知する。

(雑 則)

**第12条** 本規程に定めるもののほか、会員に関して必要な事項は、別に理事会において定める。

附 則

この規程は、平成26年3月 1 日から適用する。